

なんみんにんていしんせい かんが ぎのうじっしゅうせい みなさま  
難民認定申請を考えている技能実習生の皆様へ

へいせい ねん がつ  
平成30年2月

ほうむしやうにゆうこくかんりきよく  
法務省入国管理局

ほうむしやう  
法務省では、これまで、せいぎ ざいりゆう がいこくじん  
正規に在留する外国人が  
なんみんにんていしんせい ばあい しんせい げつけいかご げんそく  
難民認定申請した場合、申請から6か月経過後、原則  
としてしゅうろう きよか うんよう おこな  
就労を許可する運用を行っていましたが、本年  
がつ にち なんみんにんていてつづきちゆう しんせいしや ふよ  
1月15日に、難民認定手続中の申請者に付与する  
ざいりゆうしかく うんよう みなお  
在留資格の運用を見直しました。

ぐたいてき ぎのうじっしゅうせい い じっしゅうさき  
具体的に、技能実習生のケースで言えば、実習先か  
らしっそう あと ぎのうじっしゅうけいかく しゅうりよう あと なんみん  
失踪した後や、技能実習計画を終了した後、難民  
にんていしんせい ばあい しんせい げつけいかご げんそく  
認定申請した場合は、申請から6か月経過後も、原則  
としてしゅうろう きよか  
就労を許可しないこととしました。

ちゆう ぎのうじっしゅう つづ なんみんにんていしんせい かのう  
(注1) 技能実習を続けながら難民認定申請することは可能です。

ちゆう なんみんじやうやくじやう なんみん かのうせい たか ばあい また ほんごくじやうせい  
(注2) 難民条約上の難民である可能性が高い場合、又は本国情勢

とう じんどうじやう はいりよ よう かのうせい たか ばあい かぎ  
等により人道上の配慮を要する可能性が高い場合に限り、

しゅうろう きよか  
就労を許可します。

なお、じっしゅうさき ぎのうじっしゅうほうれい いほん かん  
実習先で技能実習法令に違反があると感じた  
ばあい ぎのうじっしゅう つづ ふあん ばあい  
場合や技能実習を続けることに不安がある場合など、  
そうだん がいこくじんぎのうじっしゅうきこう  
相談したいことがあるときは、外国人技能実習機構に  
ごそうだん ぎのうじっしゅうせいてちやう  
御相談ください（「技能実習生手帳」64ページ以下  
さんしやう  
参照）。